

「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」の改定について

平成 21 年 7 月 9 日
社団法人 日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」（平成 20 年 2 月 4 日制定）を次のとおり改定する。

(注) 修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

新	旧
<p data-bbox="277 624 922 651">内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準</p> <p data-bbox="797 722 1088 847">社団法人 日本監査役協会 平成 20 年 2 月 4 日制定 平成 21 年 7 月 9 日改正</p> <p data-bbox="114 916 954 943"><u>内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の改定について</u></p> <p data-bbox="797 963 1088 1038"><u>社団法人 日本監査役協会</u> <u>平成 21 年 7 月 9 日</u></p> <p data-bbox="114 1110 1088 1281"><u>平成 21 年 4 月 1 日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成 21 年法務省令第 7 号）が施行されたことに対応するため、平成 21 年 7 月 9 日に「監査委員会監査基準」が改定された。これに伴い、本実施基準について見直しを行い、所要の改定を行うこととした。</u></p>	<p data-bbox="1279 624 1924 651">内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準</p> <p data-bbox="1800 722 2092 798">社団法人 日本監査役協会 平成 20 年 2 月 4 日制定</p>

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会

平成 20 年 2 月 4 日

(中略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準

第 1 章 本実施基準の目的等

(目的)

第 1 条

本実施基準は、監査委員会監査基準（平成 17 年 9 月 28 日制定。平成 21 年 7 月 9 日最終改正）第 20 条第 6 項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準の制定について

(中略)

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準

第 1 章 本実施基準の目的等

(目的)

第 1 条

本実施基準は、監査委員会監査基準（平成 17 年 9 月 28 日制定。平成 19 年 5 月 10 日最終改正）第 20 条第 6 項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

以 上